

2019年3月

「イギリスにおける会社の非財務情報の開示と社会的責任（1）」

第7期 客員研究員

平成国際大学法学部 専任講師

林孝宗

要約

本稿は、会社による非財務情報の開示の機能およびその意義を明らかにするため、イギリス法における、労働者に関する情報開示を中心にCSR情報の開示を検討した。具体的には、イギリスの社会的責任投資の歴史と1970年代以降の会社法改正の議論を参考に検討している。まず、イギリスの社会的責任投資の歴史を見ると、1990年代以前における社会的責任投資とは必ずしも投資収益性の高いものとは認識されておらず、CSRの観点から社会的スクリーニングや議決権行使などによって会社・取締役の行為を規律する側面が強かった。そこで、1990年代以前の会社法改正の議論を見ると、当時のイギリスにおけるCSRとは労働者保護が中心であって、現在のような様々なステークホルダーの利益を包摂するようなものではなかったことを指摘した。

他方で、1990年代以降、キャドベリー報告書の公表を嚆矢とするコーポレートガバナンス改革と年金法改正によって、社会的責任投資は機関投資家に浸透していくこととなる。特に、本稿では、2006年会社法改正における議論を検討しているが、1990年代のイギリス政府によるCSR政策やEUの影響から、2006年会社法改正の議論の際には株主以外のステークホルダーの利益にも資するような会社法制度が議論された。そこでは、従来のような労働者保護というよりも消費者や地域コミュニティを含むステークホルダーの利益を踏まえた議論がされており、従来のCSRの概念から拡張していることを明らかにした。

以上

（掲載誌：林孝宗「イギリスにおける会社の非財務情報の開示と社会的責任（1）」平成法政研究23巻2号（2019年）1頁）

- （注）1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。